

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

参院選6/22告示！7/10投票！インボイス中止の勢力を伸ばそう！！

支部総会が続々と開催

＜黒川支部＞



6月11日(土)午後7時から、会員のお店「華膳」(中華料理)で、黒川支部総会を9名の参加で行いました。

岡田幸子名古屋市議会議員(日本共産党)が来賓あいさつで、6月市議会の様子を報告、「増税や社会福祉の切り捨てにつながる大軍拡に反対し、消費税5%減税とインボイス反対をめざしましょう」と訴えました。その後は事務局から、活動の報告と拡大の訴えを行い、役員体制も、新しい支部長が選ばれ、「支部役員会も毎月開いていきましょう！」と参加者からも熱い決意が！中華料理やお酒を楽しんでの交流では、初めて総会に参加した「わけっこ保育室」

の北野沢さんから、カラーパンフを配って保育室のPRも行うと、夫婦で参加した荒巻さんから、「うちの子も、お世話になっていたよ」と応援が。和気あいの話し合いの中で、「親会社から、『インボイス登録しないと取引しないぞ』とメールで来ていたので、インボイスの学習会をやってほしい」と要望も出されました。

＜守山西支部＞

6月12日(日)正午から、商工新聞読者の「ボイル」さんで、8名の参加で開催。和賀井支部長の挨拶の後、事務局からの活動報告を行いました。税務調査ではこの数年、会員の調査事案がないことは、毎年会員の増勢や3.13集会に100名以上の参加で取り組んでいることも無関係でないことが強調されました。他の支部で、税務調査を受け、税対部会も数度開催し、組織で調査を乗り越えた会員が、今年、役員を決意したことも報告されました。

懇親会では、自己紹介のほか仕事や生活のことも話され、昨年、大病を患ったAさんや、家族でコロナ感染したBさんの経験など、聞き入っていました。建設業(防水工事)の参加者から、インボイスについての疑問が出され、説明も行い、参加者で深め合いました。民商としての開催のほか、支部での学習会も再度行おうと盛り上がりしました。



ロシアのウクライナ侵攻と国際人道法

弁護士 加藤悠史(名古屋北法律事務所)

前回に引き続きロシアのウクライナ侵攻を法的観点から考えたいと思います。今回は国際法違反の問題として、そもそもウクライナ侵攻自体が国際法違反であることを指摘しましたが、今回は国際人道法です。

「国際人道法」とは、国際赤十字委員会が提唱した国際法の分野名で、「国際人道法」という名前特定の条約があるわけではありません。一般的には、ロシアも締約しているジュネーブ条約が含まれていると考えられており、武力行使の時に、「やって良いこと」と「やってはいけないこと」の区別の基準となるものです。

具体的には、武力の行使は、相手の軍事力を破壊するという目的にのみ限定されるべきだという、「軍事」とそれ以外を区別する原則があります。つまり軍事力と考えられない一般の女性や子どもなどを攻撃したり、病院や宗教施設などを攻撃目標にしてはならないのです。報道の情報限りですが、ロシア軍は、ウクライナで都市を包囲し、学校、病院、市民の居住アパートを破壊し、妊婦や子どもまで攻撃対象にしているといわれています。これらの攻撃は国際人道法に違反したものと考えられます。もう1つ、武力行使の際に使っても良い武器や兵器と、使ってはいけない武器を区別する原則もあります。報道によれば、ロシアは、殺傷力が高いクラスター弾や燃料気化爆弾(真空爆弾)を使用したといわれており、これらの武器使用も国際人道法に違反するものです。こうした点は、今後、戦争犯罪として取り扱われる可能性はありますが、重要なことは、国際人道法に違反した侵攻を直ちにやめさせることです。